第5 壁付暖炉

1 用語の定義

壁付暖炉とは、建築物の一部を暖房のための炉として築造したものをいう。

2 適用範囲

本条は、建築物と一体をなす壁付暖炉に対して規制するもので、建築物等の壁面等の凹部に移動式ストーブ等を入れて使用するものは、移動式ストーブ等の規制が適用される。

3 条例等の運用

条例・条則の運用にあっては、次によること。

- (1) 第3章第1節第1「共通事項」(1.(8).(9).(11)を除く。)によること。
- (2) 条例第6条に例示されているものと同等以上の耐火性能がある構造については、条例第6条の規定に適合しているものとして取り扱って支障ない。